

高額な外来診療を受ける皆さんへ

平 成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、

限度額適用認定証等や被保険者証等を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、平成24年4月



1日からは、医療機関などの窓口で限度額適用認定証等を提示すれば、限度額を超える部分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取扱いを受けることができるようになります。

加入する医療保険が国民健康保険または後期高齢者医療制度の場合、限度額適用認定証等は、役場住民課、洞爺総合支所及び洞爺湖温泉支所に、事前に申しし交付を受ける必要があります。事前の申請など詳しくは、役場までお気軽にご相談ください。

なお、加入する医療保険が国民健康保険または後期高齢者医療制度でない場合、申請方法、自己負担限度額など詳細は、勤務されている事業所などにお問合せください。

詳細は、住民課国保医療グループ ☎ 74-3002・洞爺総合支所 ☎ 82-5111・洞爺湖温泉支所 ☎ 75-2281

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で、非課税世帯ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

インフルエンザを予防しましょう!

例 年、冬にインフルエンザが流行しますが、今年も同様に猛威をふるっています。

症状は、急に高熱、頭痛、筋肉痛や関節痛などの全身症状が出て併せて風邪の症状も現れます。感染力が強いため日頃からの予防が大切です。

予防① 手洗い・うがい
ウイルスは鼻・のど・粘膜や手から侵入するため、石けん(ハンドソープ)と流水による手洗いでウイルスを洗い流してください。

洗った後は清潔なタオルかペーパータオルでよくふきとります。

予防② 咳エチケット
・マスク
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみをする

時はティッシュなどで口と鼻を押さえ、顔をそむけましょう。咳やくしゃみがある場合はマスクを着用しましょう。できれば透過性の低いもの(不織布製)マスクを選んでください。

予防③ 人との接触をなるべく減らす
ウイルスを含んだ咳やくしゃみの飛沫(しぶき)が届く距離は、2メートル程度といわれています。対人距離を2メートル程度以上あける、極力人込みを避けることで感染リスクを下げることができます。

予防④ 栄養・睡眠
十分な栄養や睡眠をとり、抵抗力を落とさないように日頃から心がけましょう。
また、感染したかな?と思ったら、早めに医療機関を受診することをおすすめします。

問合せ 洞爺湖町健康福祉センター ☎ 76-4006

